

2025年4月改定

BELS・低炭素・性能向上計画認定 審査料金
a. 一戸建ての住宅

(円/税込)

単独申請	
基本料金（木造）	35,200
変更申請料金（再計算を要する場合）	22,000
変更申請料金（記載等の変更）	5,500

加算料金等

(円/税込)

非木造住宅・混構造追加料金	11,000
紙申請等（当社のオンライン申請システムを利用しない場合）※	16,500
紙交付（証書の紙出力を希望する場合）	2,200
証書再発行料金（紙交付の場合は上記金額を加算）	5,500

※性能向上計画認定：紙申請の場合

(円/税込)

併願申請料金 ※設計評価、長期優良、省エネ適判のいずれかと同時申請の場合	
基本料金（木造）	11,000
変更申請料金（誤記等の変更）	5,500

加算料金等

(円/税込)

紙申請等（当社のオンライン申請システムを利用しない場合）※	16,500
紙交付（証書の紙出力を希望する場合）	2,200
証書再発行料金（紙交付の場合は上記金額を加算）	5,500

※性能向上計画認定：紙申請の場合

注記

- 1、変更申請において、直前の証書が当社以外で交付されている場合は新規に提出があったものとして取り扱う
- 2、併願申請料金の適用は、記載の併願対象業務と同じ計算内容であって同時に提出する場合に限る

2025年4月改定

BELS・低炭素・性能向上計画認定 審査料金

(円/税込)

申請料金	b. 非住宅建築物					
	モデル建物法			標準入力法		
	A ホテル・ 病院他	B 事務所・ 学校他	C 工場	A ホテル・ 病院他	B 事務所・ 学校他	C 工場
100㎡未満	77,000	66,000	55,000	121,000	88,000	77,000
100㎡以上～300㎡未満	99,000	77,000	66,000	176,000	121,000	88,000
300㎡以上～2,000㎡未満	132,000	99,000	77,000	242,000	165,000	110,000
2,000㎡以上～3,000㎡未満	165,000	121,000	88,000	308,000	209,000	143,000
3,000㎡以上～4,000㎡未満	198,000	143,000	110,000	374,000	253,000	176,000
4,000㎡以上～5,000㎡未満	242,000	176,000	132,000	462,000	308,000	209,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	297,000	209,000	154,000	539,000	363,000	231,000
10,000㎡以上～20,000㎡未満	363,000	242,000	187,000	638,000	429,000	275,000
20,000㎡以上～50,000㎡未満	429,000	297,000	231,000	759,000	506,000	308,000
50,000㎡以上～100,000㎡未満	528,000	352,000	286,000	891,000	594,000	352,000
100,000㎡以上～200,000㎡未満	660,000	440,000	341,000	1,056,000	704,000	418,000
200,000㎡以上	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り
変更申請料金	上記料金 × 50%			上記料金 × 50%		

(円/税込)

申請料金	c. 共同住宅等 (共同住宅、長屋、寄宿舎)	d. 複合建築物 (店舗併用住宅を含む)
基本料金	66,000	b.非住宅建築物料金 + c.共同住宅等料金 (併用住宅は b.非住宅建築物料金×50% + a.戸建住宅料金×100%)
住戸加算	4,400	
共用部料金 (共用部の審査を行う場合)	110,000	
変更申請料金	上記料金 × 50% (共用部、住戸加算は変更する部分のみを 対象)	上記料金 × 50%

加算料金等

(円/税込)

紙申請等 (当社のオンライン申請システムを利用しない場合)	16,500
紙交付 (証書の紙出力を希望する場合・一証明書ごと)	2,200
通知書再交付料金 (紙交付の場合は上記金額を加算)	5,500

注記

1、モデル建物法、標準入力法 (主要室入力法を含む) について

【モデル建物法を適用する場合に利用するモデル】

A ホテル・病院他：ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所 (社寺を除く)

B 事務所・学校他：事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所 (社寺)

C 工場：工場

※標準入力法 (主要室入力法を含む) の分類は、建築物の用途区分コードに応じて、モデル建物法に適用するモデルを準用する

2、複数用途の場合：①一部でもA種が含まれるときはA種 ②A種が含まれず、一部でもB種が含まれるときはB種

3、面積は申請範囲の部分とする

4、複合建築物 (住宅を含む) の場合は非住宅部分の面積による

5、変更申請において、直前の適合証が当社以外で交付されている場合は新規に提出があったものとして取り扱う

6、変更申請において、計算方法が変更になる場合は新規に申請があったものとして取り扱う

7、変更申請において、変更内容が小規模な場合は変更申請料金の1/2の額とする

併願申請料金 ※設計評価、長期優良、省エネ適判のいずれかと同時申請の場合

	b. 非住宅建築物	c. 共同住宅等	d. 複合建築物
基本料金	33,000	33,000	併願b.非住宅建築物料金 +併願 c.共同住宅等料金 (併用住宅は併願 b.非住宅 建築物料金×50% + 併 願a.戸建住宅料金× 100%)
住戸加算	-	2,200	-
共用部料金 (共用部の審査を行う場合)	-	55,000	-
変更申請料金	上記料金× 50%	上記料金× 50% (共用部、住戸加算は変更す る部分のみを対象)	上記料金× 50%

紙申請等 (当社のオンライン申請システムを利用しない場合)	16,500
紙交付 (証書の紙出力を希望する場合・一証明書ごと)	2,200
通知書再交付料金 (紙交付の場合は上記金額を加算)	5,500

注記

- 1、変更申請において、変更内容が小規模な場合は変更申請料金の1/2の額とする
- 2、併願申請料金の適用は、記載の併願対象業務と同じ計算内容であって同時に提出する場合に限る